

令和 2 年 第 4 回
市 議 会 定 例 会 資 料

そ の 2

目

次

議案第 139 号関係 ----- 1

議案第 140 号関係 ----- 4

茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

特別職の国家公務員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の支給割合を改定するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（第1条）関係

市長等の期末手当について、12月に支給する場合の支給割合を、市長にあっては100分の185に、副市長及び教育長にあっては100分の190に引き下げることとした。（第4条関係）

- (2) 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（第2条）関係

市長等の期末手当について、6月及び12月の支給割合を均等とすることとし、6月に支給する場合においては、市長にあっては100分の180に、副市長及び教育長にあっては100分の185に引き上げ、12月に支給する場合においては、市長にあっては100分の180に、副市長及び教育長にあっては100分の185に引き下げるのこととした。（第4条関係）

- (3) この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第1条関係）) (期末手当等)	(期末手当等)
第4条 略	第4条 略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては市長は100分の175、副市長及び教育長は100分の180、12月に支給する場合においては市長は <u>100分の185</u> 、副市長及び教育長は <u>100分の190</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に、6月に支給する場合においては市長は100分の175、副市長及び教育長は100分の180、12月に支給する場合においては市長は <u>100分の190</u> 、副市長及び教育長は <u>100分の195</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。
3 略	3 略
4 略	4 略
(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第2条関係）) (期末手当等)	(期末手当等)
第4条 略	第4条 略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に、 <u>6月に支給する場合においては市長は100分の175、副市長及び教育長は100分の180、12月に支給する場合においては市長は100分の185、副市長及び教育長は100分の190</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。
_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。 (1) 市長 <u>100分の180</u> (2) 副市長及び教育長 <u>100分の185</u>	_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の適用を受ける一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。 (1) 市長 <u>100分の180</u> (2) 副市長及び教育長 <u>100分の185</u>
3 略	3 略
4 略	4 略

茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、べき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国家公務員に準じて、職員に支給する期末手当の支給割合を改定するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市職員給与条例（第1条）関係

再任用職員以外の職員の期末手当について、12月に支給する場合の支給割合を100分の125に引き下げることとした。（第27条関係）

- (2) 茅ヶ崎市職員給与条例（第2条）関係

再任用職員以外の職員の期末手当について、6月に支給する場合の支給割合を100分の127.5に引き下げ、12月に支給する場合の支給割合を100分の127.5に引き上げることとした。（第27条関係）

- (3) 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条）関係

特定任期付職員の期末手当について、12月に支給する場合の支給割合を100分の165に引き下げることとした。（第8条関係）

- (4) 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条）関係

特定任期付職員の期末手当について、6月に支給する場合の支給割合を100分の167.5に引き下げ、12月に支給する場合の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。（第8条関係）

- (5) この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正 (第1条関係))	
(期末手当)	(期末手当)
第27条 略	第27条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)	(1)
(略)	(略)
(4)	(4)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。
4	4
(略)	(略)
9	9
(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正 (第2条関係))	
(期末手当)	(期末手当)
第27条 略	第27条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)	(1)
(略)	(略)
(4)	(4)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「100分の72.5」とする。
4	4
(略)	(略)
9	9
(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (第3条関係))	
(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)	(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)
第8条 略	第8条 略
2 特定期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成21年茅ヶ崎市条例	2 特定期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成21年茅ヶ崎市条例

第4号。以下「任期付職員条例」という。) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第31条第1項において「管理監督職員等」という。)と、同条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第4条関係))

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第31条第1項において「管理監督職員等」という。)と、同条例第27条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

第4号。以下「任期付職員条例」という。) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第31条第1項において「管理監督職員等」という。)と、同条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(第31条第1項において「管理監督職員等」という。)と、同条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例参考条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。